

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年 5月 1日～平成33年 4月30日までの5年間

2. 内容

目標1：平成33年4月までに、年次有給休暇の取得を促進するための強調期間とする。

<対 策>

- 平成28年 6月 ⇒ 年次有給休暇の取得状況について実態調査開始
- 平成28年 8月 ⇒ 各部署内で計画的かつ有効的な年次有給休暇取得の検討を実施
- 平成28年10月～平成29年9月
⇒ 年次有給休暇の取得状況についてモニタリングし、都度指導する
- 平成29年10月 ⇒ 各部署内の年次有給休暇取得結果より改善点の洗い出しおよび見直し
- 平成29年10月～平成30年9月
⇒ 年次有給休暇の取得状況についてモニタリングし、都度指導する
- 平成30年10月 ⇒ 各部署内の年次有給休暇取得結果より改善点の洗い出しおよび見直し
- 平成31年10月～平成32年9月
⇒ 年次有給休暇の取得状況についてモニタリングし、都度指導する
- 平成32年10月 ⇒ 各部署内の年次有給休暇取得結果より改善点の洗い出しおよび見直し